

生徒心得

1. 容 儀

容儀は常に端正，清楚を旨とし高校生らしい品位を保つものでなければならない。

男 子

(ア) 男子制服 学生服上下，シャツは学校指定のものを着用する。ベルトは黒・紺・茶色等華美でないもので，幅2cm以上とする。ソックスは無地の白・黒・紺・グレー・茶色等華美でないものとする。

夏 服

上着なし，学校指定のシャツを着用する。

(イ) 男子頭髪 清潔で高校生らしい髪型とし，パーマ，脱色，着色，特異的な髪型は禁止する。髪型規定は，別紙の通りとする。

女 子

(ア) 女子制服 夏冬服とも学校指定のものとする。

中間服

学校指定のシャツに，学校指定のベスト・リボンを着用。但しベスト・リボンの着用は自由とする。

夏 服

学校指定のシャツとする。リボンは着用しなくてよい。

スカート・スラックス 学校指定の夏用のものとする。

冬 服

学校指定のジャケットを着用し，常にリボンも着用する。ブラウスの襟を出さない。

スカート・スラックス 学校指定の冬用のものとする。

ストッキング・タイツ 無地のベージュ・茶・黒色とする。

ソックス 無地の白・黒・紺・グレー・茶色等華美でないものとする。ルーズソックスは禁止する。

(イ) 女子頭髪 パーマ・カール・脱色・着色・つけ毛・その他特異的な髪型は禁止する。髪型規定は，別紙の通りとする。

男女共

(ア) マフラー 質素で品位のあるものとする。

(イ) 履 物 黒又は茶色の革靴（かかとが低く，飾り金具など装飾の少ないもの）又はスニーカーとする。スリッパ，サンダル類は禁止する。雨又は雪のとき長靴を使用してよいが，華美なものは禁止する。

内履・外履 学校指定のものを使用する。（落書きをしない）

(ウ) 鞆 学用品が十分に入る華美でない鞆とする。

(エ) 装飾品 ピアス，ネックレス，指輪，腕輪（ブレスレット），カラーコンタクト等の使用を禁止する。

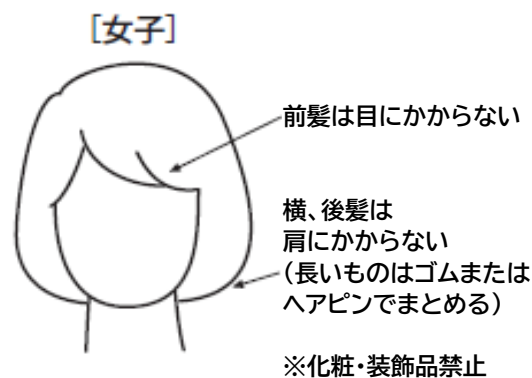
(オ) コート 高校生らしく派手でないものとする。

(カ) 化粧は禁止する。

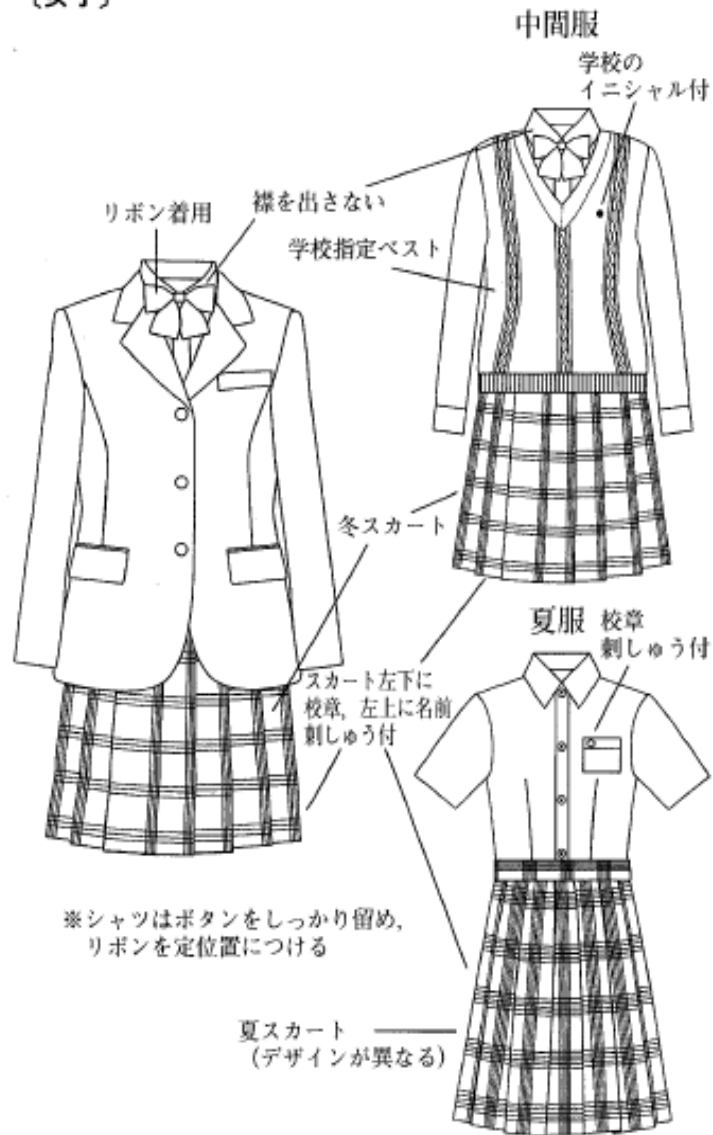
※止むを得ぬ事情で本規定以外の服装をしようとするときは事前に生徒指導部の許可をうけること。

注意事項

1. 冬期間制服の下にセーター，カーディガン等の着用を認める。但し着用の場合には，制服からはみ出さないものとし，色は無地の黒・紺・グレーとする。（セーター，カーディガン着用の場合，必ずジャケットを着用する※本校指定のベストは除く）（制服の下にフード付の衣類を着用することは禁止する）
2. 中間服，夏服の着用期間は別に定める。
3. スカート・リボンを変形しないこと。



〔女子〕



※学校指定女子用スラックスを着用してもよい。
ただし、ベルトを着用すること。

2. 風 紀

風紀上に関して次の禁止事項を守り、常に本校生の本分を自覚し健全な生活をする。

- (1) 飲酒，喫煙，暴力行為，窃盗，いじめ，薬物の乱用，公共物の破損等を絶対にしない。
- (2) 風俗営業店（カラオケボックス・クラブ・スナック等）遊技場（パチンコ・ビリヤード・ゲームセンター・インターネットカフェ）その他好ましくない飲食店へ出入りしない。
- (3) その他生徒の本分にふさわしくない場所へ出入りしない。

3. 所持品

- (1) 学用品や所持品は華美なものをさけ、その取り扱いを丁重にし必ず学年、組、氏名を明記する。
- (2) 止むを得ず高額な現金を持参した場合には担任に保管を依頼するのが望ましい。
- (3) 金銭、物品の拾得または紛失の場合は必ず生徒指導部に届け出る。
- (4) 生徒間の金品の貸し借りはしない。
- (5) 他人の所持品の無断借用などを厳禁する。
- (6) 次の物の校内への持ち込みを禁止する。
 - (ア) 携帯型音楽プレーヤー
 - (イ) 美容器具・装飾品・化粧品
 - (ウ) ゲーム類
 - (エ) その他学校生活に必要でない物
- (7) スマートフォン（携帯電話）については許可制とする。

4. アルバイト

高校生のアルバイトは原則的に禁止する。しかしやむを得ずアルバイトをする場合は次の手続きによらなければならない。

- (1) 学期中の平日のアルバイトは禁止する。
- (2) アルバイトの内容について事前に担任と話し合いアドバイスを受ける。
- (3) 保護者の承認を得てアルバイト届けを担任を通じて生徒指導部に提出する。
- (4) アルバイトの結果について担任に報告する。
- (5) 以下の場所でのアルバイトは禁止とする。風俗営業店、喫茶店、遊技場、コンビニ、居酒屋等※焼肉店、焼鳥店を含む
- (6) 接客業は禁止する。(レジ打ち、ホールスタッフなど)
- (7) 生徒の学業状況、行状、およびアルバイトの内容によってはアルバイトを中止又は禁止させることがある。
- (8) アルバイトの就業時間は午後8時までに帰宅できる時間とする。
- (9) 第1学年1学期中のアルバイトは許可しない。
- (10) 考査1週間前から考査期間終了までアルバイトは禁止。
- (11) 無断アルバイトは、特別指導の対象とする。